

## 平成21年度自家用電気工作物立入検査結果について

関東東北産業保安監督部

関東東北産業保安監督部では、自家用電気工作物設置者に対し、電気事業法第107条の規定に基づく立入検査を実施し、自家用電気工作物設置者の自主保安体制等を確認しています。

平成21年度に関東東北産業保安監督部が実施した、発電設備を除く自家用電気工作物の立入検査結果を紹介します。

電気保安関係者の日頃の業務等に反映させていただければ幸いです。

## 1. 立入検査の検査項目

主な検査項目は、次の3点です。

- (1) 電気主任技術者の執務状況
- (2) 保安規程の遵守状況
- (3) 技術基準への適合状況

立入検査対象は、平成21年度は次の事業場に対して実施しました。

- ①電気関係報告規則に基づく電気事故の報告があった事業場
- ②経年劣化のおそれのある電気工作物を有する事業場
- ③社会的に影響が大きいと認められる電気工作物を有する事業場
- ④その他保安の確保が適切でないおそれのある事業場

平成21年度に立入検査を実施した事業場の業種別内訳は表1、事業場の主任技術者の選任形態別及び規模別内訳は表2のとおりです。

表1. 業種別内訳

業 種	件数
学 校・病 院	10
旅 館・ホ テ ル	4
ス ー パ ー・店 舗	18
事 務 所 ビ ル	16
機 械・金 属 工 場	6
化 学・食 品 工 場	2
鉄 道 関 連 施 設	0
官 公 庁 関 連 施 設 (上記以外)	9
そ の 他 (上記以外)	5
計	70

表2. 主任技術者選任形態別規模別内訳

選任形態 事業場の規模		選任形態						合 計
		専 任	兼 任 兼 務	許 可	外 部 委 託	統 括	そ の 他	
低 圧								0
高 圧	最大電力100kW未満		1		18		3	22
	100以上500kW未満			2	32		1	35
	500以上1,000kW未満				4	1		5
	1,000kW以上	2			1			3
特別高圧		5						5
合 計		7	1	2	55	1	4	70

## 2. 立入検査の結果

70の事業場に立入検査を行った結果、指摘事項がなかった事業場は19事業場であり、残りの51事業場については、何らかの指摘事項がありました。

これら指摘事項について、電気主任技術者の執務状況、保安規程の遵守状況、電気工作物の施設状況に分けて、紹介します。

### (1) 電気主任技術者の執務状況

自家用電気工作物設置者は、自らの電気工作物の保安を確保するため電気主任技術者を選任し、選任された電気主任技術者は電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督を職務として行うこととなっていますが、立入検査の結果、主任技術者の執務が不十分と認められたものが3件、主任技術者等の変更を要する必要があると認められたものが5件ありました（表3参照）。

具体的な内容は以下のとおりです。

- ①執務が不十分なもの
  - ・保安の監督の職務を誠実に実施していない。
- ②主任技術者の変更を要するもの
  - ・主任技術者が保安業務を実施していない。
  - ・主任技術者が選任されていない。
  - ・主任技術者が選任許可の要件を満たしていない。

表3. 主任技術者選任形態別執務状況

選任形態		専 任	兼 任 兼 務	許 可	外 部 委 託	統 括	そ の 他	合 計
検査件数		7	1	2	55	1	4	70
指 摘 事 項	執務不十分				3			3
	主任技術者等の変更を要す			1			4	5
	執務不良							
	病休・退転職			1				1
	他社社員							
その他							4	4

(2) 保安規程の遵守状況

保安規程は、自家用電気工作物設置者が電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するために自ら作成するもので、これを遵守することは、自主保安体制を確立する上で大変重要なものです。立入検査の結果、保安規程を遵守していなかった事業場は40事業場ありました(表4参照)。

表4. 主任技術者選任形態別保安規程遵守状況

不良事項	選任形態						合計
	専任	兼任兼務	許可	外部委託	統括	その他	
届出書類の手続き不良	4		2	10	1	4	21
保安業務の運営管理体制不十分				10			10
電気工作物の保守状況不良	2		1	11		4	18
巡視点検測定記録の整備不良	1		1	8			10
手続書類の整備保存状況不良	1			1			2
図面等の整備不良				4	1	1	6
保安業務従事者に対する保安教育未実施	1			6			7
その他							0
合計	9	0	4	50	2	9	74

注) 1事業場の立入検査で、複数指摘事項がある場合はそれぞれに計上しています。

(3) 電気工作物の施設状況

電気工作物の施設状況について、電気設備の技術基準に適合していると認められない事項や保安上改善等の検討が必要な事項があった事業場は27事業場ありました(表5参照)。

受変電設備及び負荷設備別の具体的な指摘内容は、表6、表7に示すとおりとなっています。

表5. 主任技術者選任形態別施設状況

件数区分	選任形態						合計
	専任	兼任兼務	許可	外部委託	統括	その他	
指摘事項なし	6	1	1	31	1	3	43
要改善事項1~2件	1		1	17		1	20
要改善事項3~5件				6			6
要改善事項6件以上				1			1
合計	7	1	2	55	1	4	70

表 6. 受変電設備の主な不良事項

受 変 電 設 備	不良事項及び検討事項	条数	指摘件数
	高圧受配電設備の出入口に立入禁止の表示がない	23(43)	5
	電線路の施設が不適切 (低圧地上電線路、低圧屋側電線路、低圧屋上電線路)	20 (91, 94, 147)	3
	接地工事施工方法が不適切	6, 11(20)	1
	B種(第2種)設置工事が不適切	6, 10~12(24)	1
	高圧の充電部に取扱者以外の者が容易に触れる恐れがある	9(30)	1
	避雷器が未設置	49(41)	1
	電柱の足場金具等が地表上1.8m未満に設置されている等	24(56)	1
	通気孔、ケーブル貫通部等から小動物侵入の可能性あり	雑	5
	必要な箇所に照明器具が未設置又は照度不足、故障・破損等	雑	2
配電盤のパイロットランプが破損又は故障	雑	2	

注1) 1事業場の立入検査で複数の指摘事項がある場合は、それぞれに計上しています。  
 注2) 条数は電気設備の技術基準の該当条数を表わし、カッコ内が電気設備の技術基準の解釈の該当条数を表す。

表 7. 負荷設備の主な不良事項

負 荷 設 備	不良事項及び検討事項	条数	指摘件数
	電路の絶縁抵抗値が基準値を満たしていない	5, 58(14)	16
	低圧屋内配線にビニルコードを使用	56, 57(164)	4
	低圧引込線に人が触れる恐れがある	20(97)	3
	低圧屋内配線器具の施設方法が不適切(充電部露出、器具の固定等)	59(166)	2
	地絡遮断装置未設置	15(40)	1
	屋外配線の施設方法が不適切	56, 57, 62, 63(211)	1
	地絡遮断機の接続が確認できない	雑	1

注1) 1事業場の立入検査で複数の指摘事項がある場合は、それぞれに計上しています。  
 注2) 条数は電気設備の技術基準の該当条数を表わし、カッコ内が電気設備の技術基準の解釈の該当条数を表す。